

九州産業大学造形短期大学部学則

第1章 総則

(目的)

第1条 九州産業大学造形短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、本学が有する造形芸術の領域に関する諸研究を基礎として芸術的創造力を培うとともに、あわせて芸術応用部門の研究及び教授を行い、もって誠実で而も創造性に富んだ有能な技能人を養成することを目的とする。

(自己点検及び評価)

- 第2条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。
 - 3 本学は、第1項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
 - 4 点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の公表)

第2条の2 本学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- (1) 本学の教育研究上の目的に関すること。
 - (2) 教育研究上の基本組織に関すること。
 - (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
 - (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
 - (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
 - (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
 - (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
 - (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
 - (9) 本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- 2 本学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するものとする。
- 3 第1項の規定による情報の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用により広く周知を図るものとする。

(教育研究上の目的)

第2条の3 本学造形芸術学科の教育研究上の目標、学習成果、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者の受け入れ方針については、別表AからEに定めたとおりとする。

第2章 学科の入学定員及び収容定員

(学科の入学定員及び収容定員)

第3条 本学において、開設する学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科 名	入学定員	収容定員
造形芸術学科	150	300

第3章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、2年とする。

- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、修業年限を超えて修学を希望する学生について、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴取した上で、許可することができる。

(在学年限)

第5条 学生は、4年を超えて在学することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、転入学、編入学又は再入学を許可された学生は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前 学 期 4月1日から 9月13日まで

後 学 期 9月14日から 翌年3月31日まで

- 2 学長は、前項に定める学期の開始日と終了日を臨時に変更することができる。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 開学記念日
- (3) 春季休業 4月1日から 4月4日まで
- (4) 夏季休業 7月21日から 9月13日まで
- (5) 冬季休業 12月24日から 翌年1月7日まで
- 2 学長は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 授業科目及び単位

(授業科目)

第9条 授業科目は、基礎教育科目、外国語科目及び専門科目とし、それぞれ必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

- 2 授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。
- 3 学長は、必要に応じ、別に定めるところにより、特殊講義を設けることができる。

(授業の方法)

第9条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項により与えることができる単位数は、第10条の卒業するために必要な単位数のうち、30単位を超えないものとする。

(教育内容の改善のための組織的な研修等)

第9条の3 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

2 本学は、指導補助者（短期大学設置基準第20条の2第3項に規定する指導補助者をいう。）に対し、必要な研修を実施するものとする。ただし、教員を除く。

第5章 授業科目履修の方法

(卒業要件)

第10条 本学を卒業するために必要な単位数は、次のとおりとする。

授業科目区分		単位数	
基礎教育科目	必修科目	6単位	
	選択必修科目	2単位	さらに 4単位 以上
	選択科目		
外国語科目	選択必修科目	2単位	
	選択科目		
専門科目	必修科目	8単位	
	選択必修科目	8単位	
	選択科目	32単位以上	
合 計		62単位以上	

(授業科目履修の方法)

第11条 授業科目の履修及び単位の修得方法については、別に定める。

2 学生は、原則として各学期の始めに履修希望の授業科目を届け出なければならない。

3 既に単位を修得した授業科目は、再履修することができない。

(単位の算出基準)

第12条 1 単位の授業時間は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位として、各授業科目の単位数を計算するものとする。

2 芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修を考慮して単位数を定めるものとする。

(授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第6章 授業科目修了の認定 卒業及び短期大学士の称号

(単位の認定)

第14条 授業科目修了の認定は、筆記又は口述による試験その他適切な方法による。ただし、演習、実験、実習及び実技等については、平常の成績により認定することがある。

2 授業科目修了の認定は、学期末又は学年末に行う。

3 試験の成績は、秀、優、良、可及び不可で表示し、秀、優、良及び可を合格とし、合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(G P A)

第14条の2 学業の成績評価基準として、グレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average以下「G P A」という。)を用いることができる。

2 G P Aについては、授業科目履修規程 (短大) に定めるところによる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第15条 学長が、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、教授会の意見を聴取した上で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学 (大学を含む。)に留学する場合、外国の大学が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を国内において履修する場合について、準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第16条 学長が、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴取した上で、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数を合わせて30単位を超えないものとする。

(ボランティア活動等の実践学修)

第16条の2 学長が、教育上有益と認めるときは、ボランティア活動等の実践学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴取した上で、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第15条及び第16条により本学において修得したものとみなす単位数を合わせて30単位を超えないものとする。

3 ボランティア活動等の実践学修に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業及び学位の授与)

第17条 本学に2年以上在学し、第10条に規定する授業科目につき定められた単位数を修得した者に対して、卒業を認め、学長が短期大学士の学位を授与する。

2 本学に2年以上在学し、年度の前学期において第10条に規定する授業科目につき定められた単位数を修得した者に対して、9月卒業を認め、学長が短期大学士の学位を授与する。

(1) 学位の認定日は、当該年度の前学期末日とする。

(2) 学長は、翌年3月まで卒業の延期を願い出た者について、教授会の意見を聴取した上で、許可することができる。

3 学位の授与については、別に定める。

第7章 入学、転入学、編入学、休学、復学、退学、除籍及び再入学

(入学時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者も含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

（出願手続）

第20条 本学に入学を志願する者は、入学志願票又は入学志願書及び所定の書類に別表第2に掲げる入学検定料を添えて提出しなければならない。

（入学者の選抜）

第21条 入学者の選抜は、学力検査等によって行う。

- 2 前項の選抜方法については、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第22条 前条の選抜に基づいて合格通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書及び所定の書類を提出するとともに、別表第2に掲げる入学金及び修学費を納付しなければならない。

- 2 合格通知を受けた者のうち、学力検査等で特に優秀な成績を修めた者については、前項の規定にかかわらず、修学費の一部を免除することがある。
- 3 学長は、前2項の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、授業料減免の対象となっている者については、修学費の納付を猶予し、入学を許可することがある。
- 5 前項の規定に基づき、修学費の納付を猶予された者は、別に定める期限までに、必要な修学費を納付しなければならない。

（入学前の既修得単位の認定）

第23条 学長が、教育上有益と認めるときは、第1年次に入学した学生が入学前に短期大学又は大学等において修得した授業科目の単位について、本学における授業科目の単位として認定することができる。

- 2 前項による単位の認定は、第15条、第16条及び第16条の2により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で行うものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第23条の2 本学は、職業を有している等の事情により、第4条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出た者について、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第24条 入学を志願する外国人については、第21条の規定にかかわらず、別に定める選考方法により入学を許可することがある。

(転入学及び編入学)

第25条 学長は、他大学若しくは他短期大学に在学し、本学に転入学を志願する者又は短期大学及び高等専門学校を卒業し、本学に編入学を志願する者について、欠員のある場合に限り、選考の上教授会の意見を聴取して、入学を許可することがある。

2 転入学及び編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転科)

第26条 削除

(休学)

第27条 休学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の休学願を提出し、学長の休学許可を得なければならない。

2 休学の区分は次のとおりとする。

(1) 前学期休学 前学期全期間の休学

(2) 後学期休学 後学期全期間の休学

(3) 通年休学 4月1日から翌年3月31日までの休学

3 休学期間は、通算して1年を超えることができない。

4 休学期間は、第5条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第28条 休学を許可された者は、休学期間満了をもって復学するものとする。

2 復学の時期は、学年の前学期又は後学期の始めとする。なお、通年休学を許可された者において、前学期末までに休学の事由が消滅したときは、保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を得て後学期始めの復学を認めることがある。

(長期欠席)

第29条 1ヵ月以上に及び、かつ、休学期間に満たない期間欠席しようとする者は、その事由を付した保証人連署の長期欠席届を学長に提出しなければならない。

2 長期欠席の期間は、第5条に定める在学期間に算入する。

(退学)

第30条 退学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第31条 学長は、次の各号の一に該当する者を、教授会の意見を聴取した上で除籍する。

(1) 在学年限を超える者

(2) 修学費を納付しない者

(3) 理由なく履修登録等在籍に要する手続を履行しない者

(再入学)

第32条 学長は、本学の退学者又は除籍者が再入学を願い出たときは、前条第1号の規定により除籍された者を除き、教授会の意見を聴取した上で、再入学を許可することがある。

2 再入学を許可された者の既に修得した単位の認定及び再入学年次については、学長が教授会の意見を聴取した上で決定する。

3 再入学を願い出る者は、別表第2に掲げる再入学選考料を納付しなければならない。

(他大学受験)

第33条 学生は、学長の許可を得なければ、他大学への受験を出願することができない。

第8章 修学費、受講料等及び手数料

(修学費等)

第34条 本学の学生は、指定された期日までに別表第2に掲げる修学費を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて受講料等及び手数料を納付するものとする。

(休学中の修学費)

第35条 休学を許可された者については、修学費のうち授業料を免除する。

(納付金等の返付)

第36条 納付金等の返付の取り扱いについては、納付金及び手数料に関する規程(短大)の定めるところによる。

第9章 職員組織

(学長及び役職者)

第37条 本学に、学長、学科主任、図書館長及び事務部長を置く。

- (1) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、これを代表する。
- (2) 学科主任は、学長を助け、学科に関する校務を掌る。
- (3) 図書館長は、学長を助け、図書館の所管事項を掌る。
- (4) 事務部長は、学長を助け、事務部の所管事項を掌る。

(教育職員)

第38条 本学に、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

- (1) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (2) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (3) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (4) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (5) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。また、必要に応じて、授業の補助及び一部を分担して担当することができる。

(名誉教授)

第39条 本学に、名誉教授を置くことができる。

2 名誉教授に関する事項は、別に定める。

(事務職員)

第40条 本学に、事務職員及びその他の職員を置く。

第10章 教授会

(教授会)

第41条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関すること。

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして別に定めるもの

3 教授会は前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

5 教授会の運営に関する事項は、別に定める。

第11章 図書館

(図書館)

第42条 本学に、図書館を設ける。

2 図書館は、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を収集整理し、職員及び学生の研究閲覧に供する。

3 図書館に関する事項は、別に定める。

第12章 大学寮及び厚生保健

(大学寮)

第43条 本学に、大学寮を置く。

2 大学寮に関する事項は、別に定める。

(保健管理)

第44条 本学に、教職員及び学生の保健衛生を管理するために、医務室を設ける。

2 医務室には、医務職員を置く。

(健康診断)

第45条 学生は、毎年定められた時期に、健康診断を受けなければならない。

第13章 研究生及び科目等履修生

(研究生)

第46条 学長は、本学又は他短期大学の卒業者若しくはこれに準ずる資格を有する者で、本学専属教員の指導の下に特定の事項につき研究を志願する者の選考について教授会の意見を聴取した上で、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

3 研究生は、別に定める納付金及び手数料を納付しなければならない。

(科目等履修生)

第47条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者の選考については、教授会の意見を聴取した上で、在学生の学修に妨げのない限り、科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生を出願できる者は、第19条の規定による入学の資格を有する者又は履修に関して協定を結んだ高等学校の生徒でその高等学校長の推薦を受けた者とする。
- 3 科目等履修生の単位認定については、第14条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生は、別に定める科目受講料を納付しなければならない。
- 5 その他科目等履修生の出願に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修期間)

第48条 科目等履修生の履修期間は、通年又は前学期若しくは後学期とする。ただし、その都度願い出により継続することができる。

(規則の遵守)

第49条 研究生及び科目等履修生は、本学の学則その他の諸規則を遵守しなければならない。

第14章 特待生

(特待生)

第50条 学長は、人物、学業ともに優秀な学生を、特待生として認定することがある。

- 2 特待生に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第51条 本学では、適時に公開講座を設けることがある。

- 2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第16章 賞罰

(表彰)

第52条 学生として、特に表彰に価する行為のあった者を、所定の手続きを経て、表彰する。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第53条 学長は、本学の諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、所定の手続きを経て、懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第17章 改正

(学則の改正)

第54条 学則の改正は、学長が教授会の意見を聴取した上で理事会に付議する。

附 則

- 1 本学則は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、昭和58年2月10日から改正施行する。
- 3 本学則は、昭和62年4月1日から改正施行する。
- 4 本学則は、昭和63年4月1日から改正施行する。
- 5 本学則は、平成元年4月1日から改正施行する。
- 6 本学則は、平成2年4月1日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、学生定員は平成3年度から平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成3年度		平成4年度～平成11年度		平成12年度	
	入 学 定 員	定 員 総 数	入 学 定 員	定 員 総 数	入 学 定 員	定 員 総 数
美術科	30	60	30	60	30	60
デザイン科	225	375	225	450	150	375
写真科	30	60	30	60	30	60
計	285	495	285	570	210	495

附 則

- 1 この学則は、平成3年11月29日から施行し、第19条第2項の規定は、平成3年7月1日から適用する。
- 2 第19条第2項の規定は、平成3年6月30日以前に本学を卒業した者についても適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第8条、第9条、第10条、第11条及び第15条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 平成3年11月29日施行の附則中「第19条第2項」とあるのは「第14条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第32条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第9条第2項及び第32条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第32条第1項の規定の適用につ

いては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第32条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第9条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第9条第1項、第2項別表第1及び第10条並びに教育職員免許状の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第9条第2項別表第1、第10条及び第14条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、各科の収容定員は、平成14年度は次表のとおりとする。

学 科	平成14年度	
	入学定員	収容定員
美 術 科	20	50
デザイン科	170	395
写 真 科	40	70

- 3 平成13年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第9条第2項別表第1及び第10条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第9条第2項別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第9条第2項別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第 9 条第 2 項別表第 1、第 10 条及び第 14 条第 3 項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第 9 条第 2 項別表第 1、第 10 条、第 14 条第 3 項及び第 14 条の 2 の規定は、平成 18 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第 3 条、第 9 条第 1 項、第 2 項別表第 1、第 10 条及び改正前の学則第 26 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 美術科、デザイン科及び写真科は、平成 19 年 4 月 1 日から学生募集を停止し、当該在学生の卒業を待って廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第 9 条第 2 項別表第 1、第 10 条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第 9 条第 2 項別表第 1、第 10 条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第 9 条第 2 項別表第 1 については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第 9 条第 2 項別表第 1 については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第 9 条第 2 項別表第 1 については、なお従前の例による。
- 3 第 34 条別表第 2 (1) イについては、平成 26 年度志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第9条第1項、第2項及び第10条については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第34条別表第2(3)については、なお従前の例による。
- 3 九州造形短期大学卒業取扱内規は、廃止する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第50条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第20条別表第2の(1)イ入学検定料は、平成31年度入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第10条、第22条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第22条別表第2及び第34条別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第2条の3別表D、第9条第2項別表第1、第10条、第22条別表第2及び第34条別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第9条第2項別表第1の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第2条の3別表A、C、D、E及び第9条第2項別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

別表A 造形芸術学科の教育研究上の目標

「産学一如」の建学の理想のもと、社会人としての教養と国際的な視野を持つ、心身共に健全な人間教育に努めるとともに、実践的学風を重んじ、造形芸術への熱意を育て、基本的な技能の修得、創造性の向上を図ることを教育研究上の目標とする。なお、各系列の到達目標は、別に定める。

別表B 学習成果

九州産業大学造形短期大学部では、建学の理想、建学の理念及び教育目標等に基づき「学習成果」を以下のように定める。

- ・基礎的教養を身につけ、造形芸術の知識と技能を修得している
- ・創造力、表現力を通して、意欲的に社会に貢献することができる

別表C 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

目指すべき人材像

今日の造形芸術領域の融合と多様化に適応し、誠実で創造性に富んだ、企業や社会に必要とされる人材の養成を目指す。

到達目標

社会人としての豊かな教養、総合的判断力の修得とともに、各系列ごとの専門的能力を追求し、今日の多様な社会や文化の創造に貢献し得る能力を養成する。

基礎教育科目、外国語科目及び専門科目から所定の単位を修得し、卒業単位（62 単位以上）の基準を満たしたものに短期大学士（芸術）の学位を授与する。

別表D 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

教育課程の理念

造形芸術領域の融合と多様化に対応し、社会のニーズに適応できる人材を育成するカリキュラムを構築する。基礎教育科目と外国語科目では必修科目、選択必修科目を中心に、豊かな社会性を養うことを目指し、専門科目では選択必修科目を軸に、個々の修学の目的に対応した選択科目を開講することで、社会に有用な専門性を持った人材育成を志向する。

教育課程の構成

造形芸術学科の教育課程は基礎教育科目、外国語科目及び専門科目で編成する。基礎教育科目では、必修科目として大学生活から卒業後のキャリアまでを案内する科目を置き、選択必修科目として国語系科目と外国語科目を置く。

専門科目では、すべての系列に共通する科目を共通専門科目とし、各系列に関係する科目を3つの領域にまとめ、領域専門科目とする。初年度に共通専門科目の基礎となる科目を必修科目・選択必修科目とし、まず、これを学ぶ。その後、各自の系列を意識しつつ、2年次につながる領域専門科目（系列専門科目）を学ぶ。2年次で各系列での選択必修科目を履修することで10系列に分かれる。領域専門科目での必修科目は最小限であり、カリキュラムとして造形芸術領域の融合と多様化に対応する。

教育課程の特長

1 学科に3領域10系列をおき、全領域の科目を時間割の許す限り履修することができる独自の科目構成とする。造形芸術領域の融合と多様化に適応し、個々の学生が選択する系列を軸に、様々な興味や目標に対応できるカリキュラムとする。

自由度の高い個々のカリキュラム作りや、卒業後の進路の目標を大学での学びに結びつけることを指導するため、少人数クラスでの担任制や基礎教育必修科目、オフィスアワーの実施などできめ細かく対応する。

別表E 入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本学の建学の理念に基づいた教育を行うために、本学が求める学生像は次のとおりである。

- ・芸術を愛好する心情を持ち、個性豊かな造形的表現力を身に付けようとする人。
- ・何事にもとらわれない自由な精神を持つ人。
- ・確かな技術の修得に努力する人。
- ・造形芸術をとおり、地域社会に貢献する意欲のある人。

別表第1

授業科目の種類及び単位数

1 基礎教育科目

(1) 必修科目

キャリア・プランニング*	2	プライマリーセミナー・造形基礎	2	プライマリーセミナー・未来学	2
--------------	---	-----------------	---	----------------	---

(2) 選択必修科目

実用国語（文章力）	2	実用国語（伝達力）	2
-----------	---	-----------	---

(3) 選択科目

キャリア研究	2	日本伝統文化	2	日本の歴史	2	世界の歴史	2
日本国憲法	2	哲学の世界	2	心理学の世界	2	文化人類学	2
美学・美術史	2	芸術の世界	2	ジェンダーと社会	2	創造と権利	2
スポーツ科学演習	2	実用数学（計算力）	2	情報処理演習A	2	情報処理演習B	2

2 外国語科目

(1) 選択必修科目

Reading&Writing I	1	Reading&Writing II	1	Reading&Writing III	1	Listening&Speaking I	1
Listening&Speaking II	1	Listening&Speaking III	1	English Expressions	2		

(2) 選択科目

フランス語 I	1	フランス語会話 I	1	韓国語 I	1	韓国語会話 I	1
---------	---	-----------	---	-------	---	---------	---

3 専門科目

(1) 必修科目

共通専門科目

描写 I	2	デジタルコンテンツ技法	2	卒業研究	4
------	---	-------------	---	------	---

(2) 選択必修科目

共通専門科目

平面構成	2	立体構成	2	写真基礎演習	2	学外アートプロジェクト (平面)A	2
学外アートプロジェクト (平面)B	2	学外アートプロジェクト (立体)A	2	学外アートプロジェクト (立体)B	2		

領域ごとの選択必修科目

芸術表現領域

絵画研究	2	立体造形研究	2	写真研究	2
------	---	--------	---	------	---

ビジュアルデザイン領域

グラフィックデザイン研究	2	イラストレーション研究	2	アニメーション・映像研究	2
--------------	---	-------------	---	--------------	---

生活環境デザイン領域

建築・インテリアデザイン研究	2	プロダクトデザイン研究	2	陶芸研究	2	ファッションデザイン研究	2
----------------	---	-------------	---	------	---	--------------	---

(3) 選択科目

共通専門科目

美術概論	2	デザイン概論	2	写真芸術論	2	ユニバーサルデザイン論	2
西洋美術史	2	近代デザイン史	2	現代写真史	2	描写Ⅱ	2
色彩学	2	カリグラフィ	2	学外研修A	2	学外研修B	2
インターンシップ演習	2	美術と情操	2	形態の基礎	2	デザイン書道	2
書道Ⅰ	2	書道Ⅱ	2	ポートフォリオ制作実習	2	マンガ概論	2
デザイン応用実習(ケース)	2						

芸術表現領域

絵画Ⅰ(展開)	2	絵画Ⅰ(基礎)	2	絵画Ⅱ(表現)	2	絵画Ⅱ(版画技法)	2
絵画Ⅱ(油彩技法)	2	彫刻Ⅰ(木彫)	2	彫刻Ⅰ(塑造)	2	彫刻Ⅱ(表現)	2
彫刻Ⅱ(技法)	2	現代アート	2	人物デッサン	2	デッサン表現	2
日本画	2	写真表現Ⅰ	2	写真表現Ⅱ(模倣から創作へ)	2	写真クリエイティブ実習A	2
写真クリエイティブ実習B	2	デジタル写真A(写真デザイン)	2	デジタル写真B(表現)	2	白黒写真演習	2
営業写真実習	2	コマーシャルフォト	2	写真照明技術	2	フィギュア制作基礎	2
フィギュア制作(デジタル造形)	2	デジタルファブリケーション	2				

ビジュアルデザイン領域

グラフィックデザイン基礎演習	2	グラフィックデザイン実習A	2	グラフィックデザイン実習B	2	イラストレーション基礎演習	2
イラストレーション実習A	2	イラストレーション実習B	2	イラストレーション実習C(技法)	2	イラストレーション実習D(応用)	2
エディトリアルデザイン実習	2	パッケージデザイン実習	2	コピーライティング	2	キャラクターデザイン実習	2
印刷デザイン実習	2	ブランディングデザイン実習	2	V I デザイン演習	2	マンガ制作実習A	2
マンガ制作実習B	2	メディアデザイン演習	2	Webデザイン演習A	2	Webデザイン演習B	2
Webデザイン演習C	2	映像基礎演習	2	映像制作実習A	2	映像制作実習B	2
3DCG実習	2	アニメーション・映像実習	2	ストップ・モーションアニメーション	2	サウンドデザイン演習	2
広告概論	2						

生活環境デザイン領域

製図	2	建築・インテリアデザイン基礎	2	プロダクトデザイン基礎(雑貨)	2	建築・インテリアデザイン実習I	2
建築・インテリアデザイン実習II	2	3DCAD実習I	2	3DCAD実習II	2	インテリア空間デザイン実習	2
ID・PD共通基礎演習A	2	ID・PD共通基礎演習B	2	ID・PD共通実習	2	プロダクトデザイン実習I(家具)	2
プロダクトデザイン実習II(家具)	2	プロダクトモデリング実習I	2	プロダクトモデリング実習II	2	プロダクトデザイン実習A	2
プロダクトデザイン実習B	2	ショップデザイン実習	2	陶芸手びねり演習	2	陶芸型物	2
陶芸基礎	2	陶芸食器	2	陶芸大物	2	陶芸装飾	2
テキスタイル基礎	2	テキスタイルデザインA(染)	2	テキスタイルデザインA(織)	2	テキスタイルデザインB	2
アクセサリ制作基礎	2	アパレルファッション演習	2	アクセサリ制作A	2	七宝アクセサリ制作	2
ファッションビジネスA	2	ファッションビジネスB	2	ファッションイラストレーションA	2	ファッションイラストレーションB	2
パターンメイキングA	2	パターンメイキングB	2	パターンメイキングC	2	トンボ玉	2

別表第2

(1) 入学検定料及び再入学選考料

イ 入学検定料

(単位：円)

種 別	金 額
学 校 推 薦 型 選 抜	27,000
一 般 選 抜	
転 入 学 選 抜	
編 入 学 選 抜	
帰 国 子 女 選 抜	
社 会 人 選 抜	
総 合 型 選 抜	25,000
外 国 人 留 学 生 選 抜	

- (注) 1. 本学に出願し、九州産業大学に併願した者で、所定の入試区分の組み合わせに該当する者の本学の入学検定料は10,000円とする。
2. 総合型選抜(I期・II期)又は学校推薦型選抜において入学手続きを完了した者が、一般選抜(I期)に出願する場合の入学検定料は、無料とする。
3. 一般選抜(I期)における2出願目の入学検定料は、10,000円とする。

ロ 再入学選考料 (単位：円)

種 別	金 額
再 入 学 選 考 料	13,000

(2) 入学金 (単位：円)

学 科	金 額
造 形 芸 術 学 科	200,000

(3) 修学費 (単位：円)

種 別 \ 学 科		造形芸術学科
修学費	授 業 料	710,000
	教 育 充 実 費	340,000
	合 計 (年 額)	1,050,000
	分納 第 1 回	525,000
	第 2 回	525,000
納付期限	分納 第 1 回	所定の期日
	第 2 回	